

大分県食品衛生責任者制度運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例（平成11年大分県条例第46号。以下「条例」という。）別表第一の八の規定に基づく食品衛生責任者（以下「責任者」という。）の制度を効率的かつ円滑に運営するために必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 責任者となる者は、次に掲げるいずれかの資格を有するものとする。

- 一 食品衛生法に基づく食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格を取得するための要件を満たす者
- 二 栄養士、製菓衛生師、調理師、食鳥処理衛生管理者又は船舶料理士の資格を有する者
- 三 責任者を養成するための講習会（以下「養成講習会」という。）を修了した者
- 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認めた者
- 五 他の都道府県市において、養成講習会と同等以上の講習会を修了した者

2 営業者（食品衛生法（昭和23年法律第233号。）第48条第1項本文の規定により食品衛生管理者を置かなければならない施設の営業者並びに同項ただし書及び第2項の規定に該当する施設の営業者を除く。）は、食品衛生法第52条第1項の規定により営業の許可申請をする際、責任者となる者が前項の資格を有していない場合は、食品衛生責任者資格取得誓約書（第1号様式）（以下「誓約書」という。）を保健所長に提出しなければならない。また、責任者となる者が前項の資格を有した場合は、速やかに保健所長に届け出るものとする。

3 前項の規定は、営業者が責任者を変更しようとする場合について準用する。

(責任者の資格に対する周知及び指導等)

第3条 保健所長は、責任者となる者が前条第1項の資格を有していないと判明した場合は、営業者に対して誓約書の提出を求めるものとする。

2 保健所長は、前項の規定に係わらず、責任者となる者が資格を取得していない場合は、営業者に対して文書等の指導を行うものとする。

(任務)

第4条 責任者の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 営業者の指示に従い、その施設又はその部門の衛生管理にあたるとともに、衛生講習会に出席するなど、積極的に情報の収集に努めるものとする。

二 製造、加工、調理及び販売等が衛生的に行われるよう、営業者とともに、常に従事者の衛生教育及び条例別表第一の十の管理運営要領の周知徹底を図るものとする。

(実務講習会)

第5条 責任者は、食品衛生に係る最新の知見を修得するための実務講習会（以下「実務講習会」という。）を継続的・定期的に受講しなければならない。

(講習会の実施)

第6条 養成講習会及び実務講習会（以下「講習会」という。）は、保健所長又は知事の指定を受けた者が行う。

2 講習会の講習科目及び時間数は、次のとおりとする。

一 養成講習会

(1) 公衆衛生学に関する科目	1 時間	
(2) 衛生法規に関する科目	2 時間	
(3) 食品衛生学に関する科目	3 時間	計 6 時間以上

二 実務講習会

(1) 公衆衛生学に関する科目	1 時間	
(2) 衛生法規に関する科目	1 時間	
(3) 食品衛生学に関する科目	1 時間	計 3 時間以上

3 講習会の実施時期及び対象者は次のとおりとする。

一 養成講習会

- (1) 年一回以上
- (2) 食品営業に関わる者で、責任者の資格を有しない者

二 実務講習会

- (1) 営業許可更新時
- (2) 責任者の資格を有する者で、営業許可の更新時に責任者である者

(講習会の指定)

第7条 講習会として知事の指定を受けようとする者は、指定講習会申請書（第2号様式）に定款及び登記簿の謄本並びに講習会実施計画書を添えて知事に提出しなければならない。

2 講習会の指定基準は、次のとおりとする。

- 一 営利を目的としない法人の行う講習会であること。
- 二 講師は、食品衛生に関する専門的な知識を有する者であること。
- 三 講習科目及び時間数は、第6条第2項の規定によること。
- 四 講習会の実施時期は、第6条第3項の規定によること。

3 知事は、前項の規定による基準に合うと認めるときは、指定講習会認定書（第3号様式）を交付するものとする。

4 指定を受けた法人が解散したとき又は事業を廃止したときは、当該指定は、その効力を失うものとする。

（指定の取り消し）

第8条 知事は、前条第3項の規定による認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

一 講習会の実施について不正の行為をした場合

二 講習会を適正かつ確実に行うことができないと知事が判断した場合

（修了証明書等の交付）

第9条 講習会を実施した者は、同講習会を修了した者に対し、修了証明書その他講習会を修了した旨を証明する書類を交付するものとする。

（報告）

第10条 講習会を実施した者（保健所長を除く。）は、食品衛生責任者（養成・実務）講習会報告書（第4号様式）により同講習会を修了した者の氏名等を実施後15日以内に営業所所在地を管轄する保健所長に報告するものとする。

（経費）

第11条 講習会を実施する者（保健所長を除く。）は、教材費、会場費、講師手当、その他必要な経費を受講者から受講料として徴収できるものとする。

（雑則）

第12条 この要領の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は平成9年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、従前の養成講習会の課程を修了し現に責任者の資格を有する者は、実務講習会（従前の食品衛生責任者再教育講習会を含む。）を修了した場合に、この要領の規定にかかわらず資格を有する者とみなす。

附 則

平成25年4月1日 改正

第1号様式

食品衛生責任者資格取得誓約書

年 月 日

保健所長 殿

(営業者)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

下記の施設について、食品衛生責任者を設置しましたが、大分県食品衛生責任者制度運営要領第2条第1項に基づく資格を有していないので、資格の取得について次のとおり誓約いたします。

営業所の所在地		TEL:
営業所の名称		
食品衛生責任者氏名		
誓約内容	届出日(期限)	年 月 日までに資格を取得したことを届け出ます。
	取得方法	1. 食品衛生責任者の養成講習会(年 月実施)を受講し、食品衛生責任者の資格を取得します。 2. その他(具体的方法)
備考		

(注)届出日(期限)は、誓約書の提出日から1年以内です。

(注)食品衛生責任者資格取得誓約書は、写しを1部営業者が保管

第2号様式

指定講習会申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地

名称

代表者の氏名

㊟

大分県食品衛生責任者制度運営要領第7条第1項の規定により知事の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類 1 定款及び登記簿の謄本

2 講習会の実施計画書

指定講習会認定書

団体名

代表者指名

平成 年 月 日付けで申請のあった貴団体の実施する講習会を大分県食品衛生責任者制度運営要領の規定に基づく知事の指定した講習会と認め、平成 年 月 日以降実施する講習会について適用する。

平成 年 月 日

大分県知事

